

法 学 号 外
平成 29 年 11 月 1 日

各 私 立 学 校 設 置 者 }
各 私 立 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、下記留意事項を御確認の上、農薬散布時の事故防止を徹底されますよう
お願いします。

記

【留意事項】

- ・ 学校等の施設管理者が行う農薬散布にあたっては、万が一にも子供が農薬を浴びることがないように、児童が授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- ・ 農薬散布の情報は、周辺住民や児童、保護者に対して事前に周知するとともに、学校等の施設管理者とその他教職員間、学校等の施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・ 学校等の施設管理者は、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を遵守させること。

【担当】 私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp